【令和6年度医療機器投資】ノート型電子カルテ端末 50台 の調達に係る事前確認公募

公募要領

2024 年 1 1月

国立研究開発法人 国立がん研究センター

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

ノート型電子カルテ端末 50台 を調達することを目的とし、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。なお、参加意思確認書等を受理した際は、一般競争入札に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 件名

【令和6年度医療機器投資】ノート型電子カルテ端末

2. 数量

50台

3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

#### 4. 選定方法

応募要件を満たす応募者が複数あった際は一般競争入札に移行します。応募要件を満たす と認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行しま す。なお応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

#### 5. 応募要件

- 5.1 応募者は、法人格を有していること。
- 5.2 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のうちA, B, C又はDの 等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争資格を有する者。
- 5.3 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 5.4 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 5.5 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- 5.6 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者(理事長が特に認める場合を含む。)であること。
- 5.7 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約 の履行が確保される者であること。
- 5.8 別紙 3に定める証明書記載の要件を満たすこと。
- 5.9 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

5.10 業務執行体制等に関する要件

別紙 1「【令和6年度医療機器投資】ノート型電子カルテ端末 50台 仕様書」参照

#### 6. 手続き等

6.1 担当部署

東京都中央区築地5-1-1

国立研究開発法人 国立がん研究センター (築地キャンパス)

財務経理部 調達課

電話番号 03-3547-5201 (内線7476)

6.2 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

#### 概 要:

別紙 1「【令和6年度医療機器投資】ノート型電子カルテ端末 50台 仕様書」に記載の要件を満たし、かつ「5. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等(下記提出書類一式)を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に 電話、又は直接訪問にて、上記「6.1 担当部署」に要件を満たしていることの 確認を必ず行ってください。

期 限: 2024年12月3日17時00分

場 所: 「6. 手続き等」6.1 に同じ

方 法:持参、郵送(書留郵便に限る。)

提出書類:参加意思確認書(別紙2)

証明書(別紙3)

資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

参考見積

#### 7. その他

- 7.1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 7.2 一般競争入札に移行した場合、その旨後日通知する。
- 7.3 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

# 仕様書

ノート型電子カルテ端末 50台

令和 6 年 11 月

国立研究開発法人国立がん研究センター

#### 1. 調達の背景及び目的

本調達は、2020年1月に富士通社との「病院情報システム一式(構築)」の契約において導入した、富士通Japan社製の電子カルテシステムをはじめとした病院情報システムを運用するためのノート型端末(以下、ノート型電子カルテ端末)が故障した際に代替機として利用する専用機器50台と、電子カルテ端末の代替機として設定するためのマスターイメージを作成する役務を調達することを目的とする。本調達で納入される機器は、上記契約と同様の機器であるだけでなく、当院の電子カルテ端末として利用される各種システムの設定および確認を行ったもので、安全で安定したシステム利用を可能とするものでなければならない。

- 2. 調達物品及び構成内訳(ノート型電子カルテ端末1式) (構成内訳)
  - 2-1 ノート型電子カルテ端末・・・50 台
  - 2-2 Windows 10 Pro 使用権の付与されたライセンス(マイクロソフト社 Windows 11 Pro Upgrade)・・・50 個
  - 2-3 サーバ接続ライセンス(マイクロソフト社 Windows Server 2022 1 Device CAL)・・・50 個
  - 2-4 マスターイメージ作成作業(雛形端末作成作業)および必要物品
- 3. ハードウエア及び基本ソフトウェア仕様

「性能・機能に関する要件】

3-1 別紙1の1.ハードウエア及び基本ソフトウェア仕様 参照

#### 「参考商品」

富士通社 LIFEBOOK A7513/R (型番:FNVA0E034)

(同社製の指定要件以上の機種でも可だが、事前に承認を得たうえで参加すること。)

- 4. 役務仕様
  - 4-1 別紙1の2.役務仕様 参照
- 5. その他の要件
  - 5-1 別紙1の3.その他の要件 参照
- 6. 納入設置場所

東京都中央区築地5丁目1番1号 国立がん研究センター 中央病院 搬入設置に当たっては本センター担当者と協議の上、その指示に従うこと。

7. 納入期限

令和7年3月31日

別紙1					
1					ハードウェア及び基本ソフトウェア仕様
1 1 1	1 1 1				ノート型電子カルテ端末は、以下の要件を満たすこと(50台)。 CPUは、Intel Core i5-8350U 1.70GHzプロセッサ相当以上の性能・機能を有すること。 メインメモリは、8GB以上を実装すること。
1	1	3			クインスモウは、6GB以上を実装すること。 OSは、Microsoft Windows 10 Professional(64bit)相当の性能・機能を有すること。 内蔵ハードディスクは、物理容量256GB以上のSSDを実装すること。
1	1	4 5			ネットワークは、1000BASE-T、100BASE-TXそれぞれに対応し、自動認識するEthernetインターフェースを1ポート以上
1	1	6			有すること。 内蔵ディスプレイはカラーTFT液晶パネルで、画面サイズ15.6型ワイド(16:9)以上、解像度フルHD(1920×1080ドット以
1	1	7			上)、発色数1677万色以上の表示が可能であること。 キーボードは、JIS配列準拠のテンキー付き日本語キーボードを有すること。
1 1	1 1				USB 3.0インターフェースを4基以上有すること。 バッテリーで約10時間以上稼働可能なこと。
1 1		10 11			IEEE802.11ax準拠の内蔵無線LAN、及びBluetoothに対応したモジュールを内蔵すること。 ICカードリーダを内臓し、FeliCaの読み取りができること。
1	1	12 13			ポインティングデバイスを内蔵していること。 当院稼働中のHOPE瞬快V4(およびセキュリティオプション)が導入でき、既存端末群と一括管理できる機器であるこ
1	1	14			当院稼働中のApexOneが導入でき、既存端末群と一括管理できる機器であること。 外形寸法(W×D×H)(注:突起部含まず)は、374×250×32.5mm以下であること。
1	1	15 16			質量は、バッテリー搭載時であっても2.1kg以下であること。
1 1	1	17 18			省エネ設計であること。 1年間以上のメーカ保証があること。
1	1	19			既存Windows Server への接続するためのDevice CALを含むこと。
2					<b>役務仕様</b>
2	1				本調達に係る役務仕様は、端末機器・その周辺装置の設置調整作業(端末機器・その周辺装置は、本調達で導入する機 器を示す。)に関して記述している。それぞれについて、以下の要件を満たすこと。
2 2		1			端をボッ。川は関わる。とれても前とりいて、以下の要件を満たすこと。 端末機器・その周辺装置の設置調整作業(搬入作業) 基本要件
2	2	1			機器設定に関する要件
2	2	1	1		機器設定接続に関しては、以下の要件を満たすこと。 既存電子カルテ端末のイメージを流用し、新規導入端末用イメージ作成・取得作業を実施すること。
2	2	1	2		・ドライバ収集、ダウンロード ・既存端末運用イメージの展開
2	2	1	3		・各種ドライバの更新 既存開発端末マスターイメージ化作業・新規導入端末用イメージを新機種へ復元する検証を実施すること。
2	2	1	4 5		既設電子カルテ端末のイメージで適用されなかったドライバなどの適用を実施すること。 OSのバージョンにより、ドライバを適用不可の場合、引渡しの動作確認後から3日間の間、メールにてQ/A対応を実
	2	1	6		施すること。 新端末用マスターイメージリストアテストの動作確認用の手順の引継を実施すること。
2 2	2 2	2 2	1		機器接続調整作業に関する要件 機器接続調整作業に関しては、以下の要件を満たすこと。
2 2	2 2	2 2	1	1 2	本調達機器導入に伴い必要となる既設ネットワークの設定変更に必要な技術情報の提供を行うこと。 本調達機器が既設ネットワークに接続するために必要な設定作業を行うこと。
2 2	2	3	1	_	動作確認作業に関する要件 動作確認作業は、以下の要件を満たすこと。
2	2	3	1	1	導入する全ての装置について動作確認を行うこと。 本システムを構成する機器のうち、相互通信が必要である装置間の接続に関して通信テストを含む動作確認を
0	2	3	1	2	インストムを構成する機能のする、相互通信が必要である表直向の接続に関して通信するできるも動作権能を 行うこと。 稼働開始準備作業
2	2	4	1	_	稼働開始準備作業に関しては、以下の要件を満たすこと。
2 2	2	4 4	1	1 2	作業は、本センターが無償で提供する指定された場所内で行うこと。 稼働開始準備作業が完了し、本システムの稼働が確認された後は、保守等の作業に必要となる機器等を除き、
2	3			_	速やかに撤収し原状に復旧すること。 保守仕様
2 2	3 3	1 1	1		ハードウェア保守 ハードウェア保守は、以下の要件を満たすこと。
2	3	1	1	1	保守対象機器にハードウェア障害が発生した場合、メーカー保守専用窓口に障害コールを頂き原因を切り分け 後、メーカーサービスマンが当院へ出向いて保守/修理を行うサービスもしくは、メーカーが機器の引取から発
2	3	1	1	2	送までを行う引取修理のサービスを提供すること。(原則、コール受付翌営業日対応) 調達物品には、納品後一年間以上の保証期間を設け、期間中は通常の使用に於いて発生した不具合に対し
_	Ū	•	•	-	て、無償の修理に対応すること。
3	_				その他の要件
3	1	1			搬入・設置 各機器は別途指定する場所に設置し、設置に関しては当院担当者と協議の上、その指示に従うこと。
3	1 2	2			各機器の搬入経路及び搬入時間に関して当院担当者と協議の上、その指示に従うこと。 ドキュメント
3 3		1 1	1		ドキュメント類に関しては、以下の要件を満たすこと。 ハードウェア設定したパラメーターシートを提供すること。
3 3	2 3	1	2		運用管理に必要な操作手順書を作成すること(起動・終了、正常確認、リカバリ手順など) 情報守秘
3	3	1			情報守秘に関連して、以下の要件を満たすこと。 契約者(受注者)は、本調達機器の導入、保守等の作業に携わる全ての作業者(契約者が下請けする業者を含む)に
3	3	2			以下に示すポリシーを理解させ、尊守し行動するよう管理できること。 作業中に知り得た本調達機器および既存の関連情報システムに係るセキュリティ情報(システム設定、ネットワーク
3	3	2	1		設定、利用者情報、セキュリティ管理区域入室、等に関するもので、電磁的記録及び印刷情報、口頭伝達情報を指す)については守秘事項とする。

3	3	2	2	前項セキュリティ情報を利用して、当院情報システム等を不正に使用することを禁ずる。
3	3	2	3	作業中に知り得たプライバシー情報(職員に関するもので、電磁的記録及び印刷情報、口頭伝達情報を指す)につ いては守秘事項とする。
3	3	2	4	本センターが特別に許可する場合を除き、本調達機器および関連する既存情報システムに内在する全情報(電磁記録とそれをもとに印刷された情報を指す)を本センターが指定する作業場所以外に持ち出すことを禁ずる。
3	3	2	5	調達する全てのハードウェアについて、契約期間中に機器を保守交換する場合、引き上げられた機器上に残置され た情報については、個人情報保護法の既定を尊守し適切な対応をとり、その処理結果を報告すること。
3	3	2	6	本センターが特別に許可する場合を除き、本センターのネットワークに、外部から持ち込んだ機器を接続することや 電話回線等を通じて外部から接続することを禁ずる。
3	3	2	7	上記に違反する行動が明らかになった場合には、本センターが契約者に対し、違反により生じた損害の賠償を請求 することができる。
3	4			入札可能業社
3	4	1		本調達を請け負う業者は、当院において安全で安定した病院情報システムが稼働するために、下記の要件を 満たすこと。
3	4	1	1	病床数400床以上の医療施設において富士通社製電子カルテシステムを基盤にした病院情報システム用クライアント 端末の作成実績が、直近3年間で3件以上あること。

年 月 日

## 参加意思確認書

国立研究開発法人 国立がん研究センター 理事長 中釜 斉 殿

住 所

会社名

代表者

印

連絡先

「【令和6年度医療機器投資】ノート型電子カルテ端末 50台」に係る事前確認公募において、応募 要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

#### 1 会社概要

※ 会社概要について記載すること パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること サイズ: A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

### 2 応募要件

※ 応募要件を満たしている状況等について記載すること サイズ: A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可

## 証明書

次の事項には該当しません。

(国立研究開発法人国立がん研究センター契約事務取扱細則第6条及び7条)

- ①当該契約を締結する能力を有しない者
- ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条 第1項各号に掲げる者
- ④国立研究開発法人国立がん研究センター反社会的勢力への対応に関する規程(平成 28年規程第48号)第2条各号に掲げる者
- ⑤以下のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。)
  - (7) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは 数量に関して不正の行為をした者
  - (イ)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため に連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (加)前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に 当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印